

# 藤沢市立学校学校図書館システム導入に関する情報提供依頼 (RFI) 仕様書

## 1. 目的

本事業は、学校図書館における図書の貸出・返却・蔵書管理等の業務を、市内統一のシステムによって取り扱うことを目標としている。

また、すでに導入されている教育用クラウドシステム (GoogleWorkspase) や学習用端末 (Chromebook 等) を活用し、導入や運用にかかるコストを下げた調達を合わせて目標としている。

本 RFI は令和 8 年度より藤沢市立学校に図書館システムを導入するための調達先を選定するために、情報提供依頼を実施するものである。

## 2. 対象

藤沢市立学校 55 校（小学校 35 校・中学校 19 校・特別支援学校 1 校）及び藤沢市教育文化センター

※特別支援学校 1 校においては、令和 8 年度の利用は予定していないが、今後必要に応じて活用できるように小中学校と同時に整備する）

（ユーザー数）

藤沢市立小学校児童 約 23,000 名

藤沢市立中学校児童 約 11,000 名

藤沢市立白浜養護学校児童生徒 約 170 名

藤沢市立学校教職員 約 2,000 名

（端末台数）

※ユーザー数とほぼ同数

（蔵書数）

藤沢市立小学校 1 校平均 約 9,700 冊

藤沢市立中学校 1 校平均 約 11,000 冊

藤沢市立白浜養護学校 約 3,000 冊

藤沢市教育文化センター 約 2,000 冊

## 3. システム要件

- (1) 藤沢市立学校で利用中である GoogleWorkSpace アカウントを活用として構築する。
- (2) Google スプレッドシート、GoogleAppScript、LookerStudio、Appsheet 等を用いて構築する。

## 4. 機能要件

- (1) データベースはスプレッドシートとし、ユーザーテーブル、蔵書テーブル、貸出履

- 歴テーブルを作成する。
- (2) データベースの単位は学校ごととし、全校一括のデータベースであることは必要としない。
- (3) (蔵書管理) Appsheets を用いて登録画面を作成する。登録時には国立国会図書館 API を活用し、図書情報の入力を簡略化する。
- (4) (貸出返却) Appsheets を用いて貸出画面及び返却画面をそれぞれ作成し、貸出履歴テーブルに情報を登録できるようにする。貸出時にはユーザー情報及び図書情報をユーザーテーブル及び蔵書テーブルから情報を参照する。返却時には貸出履歴テーブルから情報を参照する。
- (5) (蔵書検索) LookerStudio を用いて蔵書検索画面を作成する。また、貸出状況も確認できること。
- (6) (蔵書点検) 蔵書の点検（棚卸し）ができるような仕組みを用意すること。
- (7) (マイページ) LookerStudio を用いてマイページ画面を作成すること。表示項目は、これまで借りた本の数、今年借りた本の数、貸出中の本の状況、学年別の借りた本の数、個人の借りた本の一覧（年度内）とする。マイページ画面については、Google のログイン情報をもとに情報を表示すること。
- (8) 機能要件に示す Appsheets や LookerStudio については、同等以上の機能を有する別のシステムを採用しても良いこととする。（以下同じ）
- (9) 図書資料へのバーコードラベル貼り付けや蔵書リストの登録については、学校による作業とし受託者の作業は不要とする。

## 5. 非機能要件

- (1) 権限管理、パフォーマンス要件、セキュリティ要件については、委託者の用意する GoogleWorkSpace 及び LookerStudio 環境に依拠するものとする。

## 6. 著作権

- (1) 本システムの著作権は受託者に帰属するものとし、委託者は本システムを組織内での図書業務に限り、永続的に使用できるものとする。
- (2) 本システムは委託者の組織内でのみ利用可能とし、一部・全部を問わず第三者への提供、販売、貸与を禁止する。
- (3) 委託者は、軽微な修正（画面文言の変更、デザインの調整）は許可を得ることなく行うことができる。

## 7. 初期設定

- (1) Google ドライブのフォルダ作成や招待については委託者により行う。
- (2) 受託者は手順書の作成、WEB 又は対面での設定サポートを行う。

## 8. 運用保守

- (1) 受託者は各種資料を保管したサポートサイトを提供する。

## 9. 各種マニュアルの作成・更新

(1) 受託者は以下のマニュアルを用意するものとする。

- ・蔵書管理・棚卸作業
- ・ユーザー管理・年度更新対応
- ・蔵書検索
- ・蔵書貸出
- ・よくある質問

## 10. 各種 Google サービス更新への対応

(1) 受託者はサービス更新対応を本契約の範囲内で対応するものとする。

## 11. 問い合わせ

(1) 受託者は対面又は電話又は有人チャットによる問い合わせ対応を行う。

(2) 委託者で問い合わせを可能とするものは全体管理部門からのみとし、各校の担当者からの問い合わせは受け付けないものとする。

## 12. システム調整期間・運用開始

(1) 2026年4月30日までにシステムを納品すること。その後委託者と受託者でシステムの点検・調整を行うこと。

(2) 2026年7月までに各学校が運用を開始できるように調整を完了させること。

以上